

## INDEX

### 令和8年度税制改正大綱について



### POINT

- ✓ 2025年(令和7年)12月19日、自民・維新両党から「[令和8年度与党税制改正大綱](#)」が発表されました。
- ✓ 企業年金に関しては、以下のような改正案が盛り込まれています。
  - ・退職年金等積立金に対する特別法人税の課税停止を3年延長
  - ・退職所得の特別徴収票について、eLTAXによる簡便な提出が整備されるまでの間、市町村長への提出を省略可能とする
  - ・給与所得控除額と公的年金等控除額の合計額に280万円の上限額を設定
- ✓ 本件に関して、現時点で特段ご対応いただく事項はありません。

- 2025年(令和7年)12月19日、自民・維新両党から「[令和8年度与党税制改正大綱](#)」が発表されました。本ニュースでは、大綱中の企業年金に関する事項についてご案内いたします。
- 本年の大綱に盛り込まれた、企業年金に関する内容の概要は以下の通りです。
  - ①退職年金等積立金に対する特別法人税の課税停止を3年延長
  - ②退職所得の特別徴収票について、eLTAXによる簡便な提出が整備されるまでの間、市町村長への提出を省略可能とする措置
  - ③給与所得控除額と公的年金等控除額の合計額に280万円の上限額を設定(超えた部分の金額は公的年金等控除額から控除)
- 大綱には、前年までに引き続き税制改正の基本的な考え方や、拠出・運用・給付の包括的な見直しに向けた議論等が記載されています。
- 引き続き、今後の検討状況を注視いたします。

<令和8年度税制改正大綱からの企業年金関連事項の抜粋>

## 第二 令和8年度税制改正の具体的内容

### 一 個人所得課税

#### 5 その他

(国税)

(5)公的年金等に係る雑所得について、次の見直しを行う。

- ① 紹与等の収入金額及び公的年金等の収入金額を有する者について、その年分の紹与所得控除額と公的年金等控除額の合計額が 280 万円を超える場合には、その超える部分の金額をその公的年金等控除額から控除することとする。
- ② その他所要の措置を講ずる。

(注)上記の改正は、令和9年分以後の所得税について適用する。

### 三 法人課税

#### 5 その他の租税特別措置等

(国税)

[延長]

(6)退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限を3年延長する。

### 七 納税環境整備

#### 2 その他

(地方税)

(6)個人住民税における退職所得の特別徴収票に係る所要の措置

個人住民税における退職所得の特別徴収票について、eLTAX による簡便な提出方法が整備されるまでの間、市町村長への提出を省略可能とする措置を講ずる。

(注)上記の改正は、令和8年1月1日以後に支払うべき退職所得の特別徴収票について適用する。

<令和8年度税制改正大綱からの企業年金関連事項の抜粋(つづき)>

### 第三 検討事項

1 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。

#### <本件のご照会先>

ご照会事項がございましたら弊社営業担当者までご連絡ください。



<a href="#">年金ニュース バックナンバー</a> (↑クリックで表示)	<a href="#">ベンションジャーナル等 (↑クリックで表示)</a>	<a href="#">三井住友信託銀行 公式HP</a> (↑クリックで表示)
--	--	---